

おもいのせみらいをたくすとうひょうひ

4月7日(日)は

千葉県議会議員一般選挙の投票日です

あなたの政治に対する考え方を、県政に反映させる大切な選挙です。
棄権せず自分の判断で投票しましょう。

【投票】

日時／4月7日(日) 午前7時

午後8時

場所／市内の各投票所(別表)

【開票】

日時／4月7日(日) 午後9時

場所／旭市総合体育館

投票できる人

次の要件のいずれかを満たしている人が投票できます。

①平成13年4月8日以前に生まれ日本国籍を有し、旭市にずっと住んでいる。

②平成13年4月8日以前に生まれ日本国籍を有し、昨年の12月28日までに旭市に転入の届

出をして、引き続き3か月以上住んでいる。

※旭市の選挙人名簿に登録されている人で、県内の他市町村に転出した場合は、旭市で投票できる場合がありますので、問い合わせてください。

投票所の入場券

入場券は3月下旬にはがきで届きます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してあるので、自分の入場券を切り離し、記載された投票所に持参してください。

紛失した場合や届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できるので、投票所の係員に申し出てください。

投票日に投票できない人は

〈期日前投票〉

投票日当日に冠婚葬祭、仕事、学業、レジャーなどで投票所に行くことができない人は、次のとおり期日前投票ができます。

●市役所本庁

期間／3月30日(土)～4月6日(土)

時間／午前8時30分～午後8時

●海上支所、飯岡支所、干潟公民館

期間

期間／4月1日(月)～6日(土)

時間／午前8時30分～午後8時

※期日前投票の際は、入場券の裏側に印刷されている宣誓書を記入の上、持参してください。

住んでいる地域にかかわらず、いずれの場所でも投票



できます。

〈他の市町村での不在者投票〉

仕事などでほかの市区町村に滞在している人は、滞在先で不在者投票ができます。早めに選挙管理委員会に問い合わせてください。

〈病院などでの不在者投票〉

都道府県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに、

入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。入院・入所先が指定施設かどうかを確認し、早めに病院長などに不在者投票の請求をしてください。

〈郵便による不在者投票〉

身体に重度の障害がある人(身体障害者手帳や戦傷病者手帳などの交付を受け、一定の障害がある人)や、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便で不在者投票ができる場合があります。早めに選挙管理委員会に問い合わせてください。

問い合わせ先

旭市選挙管理委員会(総務課庶務行政班内)

☎ 62・5310

【別表】投票所一覧

投票区	投票所
1	旭中央病院東体育館
2	旭市立中央小学校体育館 ※
3	旭市保健センター
4	旭市青年の家体育館
5	旭市立干潟小学校体育館
6	旭市立矢指小学校体育館
7	旭市立富浦小学校体育館
8	旭市立豊畑小学校体育館
9	旭市立共和小学校体育館
10	旭市立琴田小学校体育館
11	旭市立鶴巻小学校体育館
12	旭市立滝郷小学校体育館
13	海上公民館
14	旭市立飯岡小学校体育館
15	飯岡保健センター
16	旭市立三川小学校体育館
17	萬歳地区多目的研修センター
18	干潟公民館 ※
19	コミュニティセンター

※投票所の場所を変更したので注意してください。